

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市寿供用会館						
施設の所在地	川下町一丁目1-28						
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例						
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。						
指定管理者	名称	川下寿自治会	<table border="1"> <tr> <td>公募、非公募の別</td><td>非公募</td></tr> <tr> <td>利用料金制導入の有無</td><td>なし</td></tr> </table>	公募、非公募の別	非公募	利用料金制導入の有無	なし
公募、非公募の別	非公募						
利用料金制導入の有無	なし						
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 						
指定の期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日						

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況	
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認	

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ3,443人 	

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課: 地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市室の木中供用会館		
施設の所在地	室の木町二丁目7-10		
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	室の木中供用会館運営委員会	公募、非公募の別 利用料金制導入の有無
			非公募 なし
指定管理者が行う主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 		
指定の期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ2,281人

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市車中央供用会館						
施設の所在地	車町一丁目15-32						
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例						
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。						
指定管理者	名称	車中央供用会館運営委員会	<table border="1"> <tr> <td>公募、非公募の別</td><td>非公募</td></tr> <tr> <td>利用料金制導入の有無</td><td>なし</td></tr> </table>	公募、非公募の別	非公募	利用料金制導入の有無	なし
公募、非公募の別	非公募						
利用料金制導入の有無	なし						
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 						
指定の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日						

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ1,295人

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市室の木西供用会館		
施設の所在地	室の木町三丁目6-15		
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	室の木西自治会	公募、非公募の別 非公募 利用料金制導入の有無 なし
指定管理者が行う主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 		
指定の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況	
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認	

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ1,599人 	

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市川口供用会館						
施設の所在地	川口町二丁目1-26						
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例						
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。						
指定管理者	名称	川口供用会館運営委員会	<table border="1"> <tr> <td>公募、非公募の別</td><td>非公募</td></tr> <tr> <td>利用料金制導入の有無</td><td>なし</td></tr> </table>	公募、非公募の別	非公募	利用料金制導入の有無	なし
公募、非公募の別	非公募						
利用料金制導入の有無	なし						
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 						
指定の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日						

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況	
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認	

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ628人 	

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市中津供用会館						
施設の所在地	中津町二丁目21-18						
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例						
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。						
指定管理者	名称	中津供用会館運営委員会	<table border="1"> <tr> <td>公募、非公募の別</td><td>非公募</td></tr> <tr> <td>利用料金制導入の有無</td><td>なし</td></tr> </table>	公募、非公募の別	非公募	利用料金制導入の有無	なし
公募、非公募の別	非公募						
利用料金制導入の有無	なし						
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 						
指定の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日						

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況	
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認	

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ1,330人 	

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市尾津供用会館						
施設の所在地	尾津町二丁目9-17						
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例						
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。						
指定管理者	名称	尾津長浜自治会	<table border="1"> <tr> <td>公募、非公募の別</td><td>非公募</td></tr> <tr> <td>利用料金制導入の有無</td><td>なし</td></tr> </table>	公募、非公募の別	非公募	利用料金制導入の有無	なし
公募、非公募の別	非公募						
利用料金制導入の有無	なし						
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 						
指定の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日						

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ981人

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市門前供用会館		
施設の所在地	門前町一丁目7-18		
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	公募、非公募の別	非公募
	門前中自治会	利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 		
指定の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ587人

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市錦見供用会館						
施設の所在地	錦見六丁目15-21						
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例						
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。						
指定管理者	名称	特定非営利活動法人西岩国・駅と広域まちづくりの会	<table border="1"> <tr> <td>公募、非公募の別</td> <td>非公募</td> </tr> <tr> <td>利用料金制導入の有無</td> <td>なし</td> </tr> </table>	公募、非公募の別	非公募	利用料金制導入の有無	なし
公募、非公募の別	非公募						
利用料金制導入の有無	なし						
指定管理者が行う主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 						
指定の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日						

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ8,399人

令和4年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課:

地域づくり推進課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称	岩国市今津供用会館		
施設の所在地	今津町五丁目4-17		
施設の設置条例	岩国市学習等供用会館条例		
施設の設置目的	地域住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もって福祉の増進を図る。		
指定管理者	名称	公募、非公募の別	非公募
	今津下の町自治会	利用料金制導入の有無	なし
指定管理者が行う 主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・供用会館の利用許可に関する業務 ・供用会館の施設、設備等の維持管理に関する業務 ・防火管理に関する業務 		
指定の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認

3 利用状況に関する事項

利用者数等の状況
・岩国市学習等供用会館条例別表第2により、使用料は無料 ・冷暖房及びコンセント代を実費徴収 ・年間利用者数 のべ1,290人